

建築基準法第51条ただし書き許可を受けた建築物又は第一種特定工作物

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域において、建築基準法第51条ただし書き許可を受けた建築物又は第一種特定工作物について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請者

さいたま市都市計画審議会の議を経て、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可（以下「法第51条ただし書き許可」という。）を受けた申請者とする。

2 申請地

法第51条ただし書き許可を受けた位置及び区域内とする。

3 予定建築物等

- (1) 用途は、法第51条ただし書き許可を受けた施設（建築物又は第一種特定工作物）の用途と同一であること。
- (2) 規模は、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。（平成17年2月25日 第5回議決）

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月25日 第2回議決）

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成20年11月18日 第2回議決）

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年2月18日 第5回議決）